

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：大府市立共和東保育園	種別：保育所	
代表者氏名：五十川智子	定員（利用人数）：200名（187名）	
所在地：愛知県大府市梶田町五丁目111		
TEL：0562-46-2079		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成22年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 日本保育サービス		
職員数	常勤職員： 24名	非常勤職員： 17名
専門職員	（園長） 1名	（栄養士） 4名
	（園長補佐）2名	（給食調理員）5名
	（看護師） 1名	（事務） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 10室	（設備等）園庭、遊戯室、 図書
		コーナー、水遊び場、シャワー

③理念・基本方針

★理念

子どもたちの笑顔のために…

・法人

安全、安心を第一に

いつまでも思い出に残る保育園であること

本当に求められる施設であること

職員が楽しく働けること

・施設・事業所

子どもの自ら伸びようとする力、後伸びする力、五感を感じる保育

★基本方針

好奇心、自発性を大切にします。

人権を尊重して自立心を育てます。

養護と教育の一体的な展開を図り、保育内容の質を高め充実させます。

④施設・事業所の特徴的な取組

市から指定管理者として委託され運営しているが、園や会社に留まらない「地域の中の保育園」を目指し、地域での活動に力を入れている。

子どもたちは、世代間交流、福祉活動、環境美化活動など、様々な活動に参加し、その貴重な体験を重ねるごとに成長している。今年度も焼き芋会、クリスマス、節分などを企画し、世代を超えた地域の方々とはふれあう機会を積極的に設けている。

年長児と地域の障害福祉施設との交流は5年目を迎え、焼き芋会に招待したり、壁面画を協力して創り上げたり（作品は「東あけび苑フェスタ」に展示）と、関係を築いている。地域との交流をより一層深め、連携・互助の関係を強化して、緊急時や災害時に子どもを守り育てる環境づくりを目指している。

職員間では、特にKYT（危険予知訓練）に力を入れており、年間を通しての研修テーマとしている。日常、水遊び、遊具、階段などの多様なテーマについて演習や話し合いを行い、「園内ハザードマップ」を作成することを目標としている。最終的には園内に掲示し、職員間の理解を深めるとともに、保護者や子どもたちにも関心を持ってもらえたらと考えている。また、園外の危険予知活動の一環としては、昨今の子どもが犠牲となる悲しい事件を受け、お散歩マップの写真や情報を見直し、更新している。

子どもたちが、園で安全・安心に過ごし、また地域でのつながりを大切に、地域で子どもを守り、育む基盤を作っていきたいと考えている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 8月 1日（契約日）～ 令和 2年 4月 16日（評価決定日） 【令和 2年 2月21日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	10回 （令和元年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保護者による「いいところ探し」

2階保育室の並ぶ廊下の壁面に、「いいところ探し」と題されたメッセージ集が掲示されている。メッセージは保育参観日に合わせて、保護者が我が子の良いところを短文で小紙に記したものである。メッセージの一つひとつに、保護者の子どもに対する愛情が如実に表されている。一方で、職員にとっても、この取組みが自身の自己肯定観を高める良い“教材”にもなっている。「いいところ探し」は保護者相互にオープンになっており、保護者自身の「和み」と「安らぎ」などの気づきの機会にもなっている。このような施策の一つひとつが職員の定着率を高め、安定した園の運営に繋がっている。

◆10年継続しての第三者評価受審

来年度から「大府市立」が取れ、指定管理者制度から外れて法人独自の運営となることが決定している。市内の公立保育園で第三者評価受審園は当園だけであり、しかも10年間継続しての受審である。第三者評価の受審結果を活かし、これまでも幾多の改善が図られてきた。今後も、市内の保育園の先駆けとしての役割を担っていくこととなる。地域、保護者等の意見に耳を傾け、更によりよい保育園を目指す取組みが展開されることを期待したい。

◆第三者評価への取組み姿勢

前回の第三者評価の受審から1年が経過していない状況での受審であるが、園の民営化に伴う準備も並行して行われている。園長はじめ職員全員が大変な思いをしながらの受審であったが、これまでの受審実績が保護者の安心感に繋がっていることを、職員は理解している。多忙な中、第三者評価に前向きに取り組む姿勢を高く評価したい。

◇改善を求められる点

◆「評価基準」の活用

園行事などの実施後に評価・反省を行い、その結果を次回や次年度の企画・計画に反映させている。園行事に留まらず、今回の「自己評価」の取組みの中での気づきや、「第三者評価」の受審結果の中から課題を明確にして、解決・改善に計画的に取り組むことを期待する。「愛知県福祉サービス第三者評価基準・保育所版」に記載された目的や趣旨・解説を理解の上、計画的に取り組むことを期待したい。

◆改善活動の記録

今までは、市との関係（指定管理者制度による園運営）があり、第三者評価の受審で課題が明確になっても、足踏み状態の項目や園単独では動けない項目もあったかと思われる。今後は、課題が明確になっていても手が付いていない項目、継続的に改善を進める項目、PDCAサイクルの活用で新たに把握された改善項目等々に、優先順位を付けて取り組んで欲しい。その改善の道筋を記録に残すことで、さらに保育の質が向上することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回ご指導頂いた改善点を、職員間で共有しました。
色々、細かい点も見直していき、今まで培った園の強みを活かし、地域で必要とされる施設作りを全職員で取り組んでいきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 保育理念、保育方針は事務室の出入り口上方に掲示してあり、職員が常に復唱できる状態にしてある。新入職員には、入社時に園長が直接意味を込めて説明をしている。保護者には、入園式・進級式に於いて「共和保育園運営について」を配付して読み合わせをしている。今回の保護者アンケートの結果からも、保護者への周知の徹底がうかがえる。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> 市から園の利用希望者情報を得ており、園長会では高い関心を持って話し合いをしている。市内の保育園は公立12園、私立が5園増えて18園あり、保育ニーズと保育園のバランスを把握している。今後は、年度始めの保育ニーズに限らず、出生届け状況や転居に伴う保育ニーズの把握にも努めることを期待する。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	③・b・c
<コメント> 全国的に見て、保育園経営の最大の課題は職員が充足していないことである。その解消に向けて、リクルート企業が主催する採用フェアに法人本部の担当者と共に参加し、採用活動に努めている。直近の取り組みとしては、沖縄県石垣島にある系列保育園への支援のため、当園から主任を含め職員3名を1ヶ月間単位で応援に出している。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・④・c
<コメント> 保育所運営理念を中・長期のビジョンに掲げて、5年長期計画目標を3点定めている。計画項目別の実績は園長が記し、キャビネットに保管してある。本計画は職員誰もが閲覧可能な状態にしてある。今後、定期的に計画項目を見直し、より具体的な目標を設定することを期待する。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・⑤・c
<コメント> 「平成31年度事業計画」は、同年3月に策定されているものを確認した。但し、法人が策定したもので、園は内容の検証のみを行っている。本計画は市の福祉こども部へ提出している。次年度以降は、中・長期計画を踏まえ、園の意思を表した単年度の事業計画の策定を期待する。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・⑥・c
<コメント> 「平成31年度事業計画」は法人が策定している。実質的な園の事業計画は「保育園運営要覧」であると解釈出来る。本要覧は、主任と話し合いの上で園長が中心になって策定しており、キャビネットに保管して職員は常に閲覧可能な状態にある。次年度以降は、数値目標や具体的な到達点を設定する等、実施状況の評価が出来るような形にすることを期待する。			

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 「31年度事業計画」は保護者へ配付していない。但し、「平成31年度共和保育園運営について」は、入園式や進級式で保護者へ配付して読み合わせをしている。本資料は保育理念、年間行事計画を始め、凡そ園で行う全てを網羅している。保護者は本資料を事業計画と解釈しており、保護者アンケートに回答した保護者の8割以上が、「事業計画の説明を受けた」と肯定している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 園長は園内行事の実施及びその振り返りの実効性を高めることが、「保育の質の向上」に繋がると理解している。従って、「園内企画書」の起案を基に、実施後は反省を記している。また、各クラスの反省も記録し、職員間で共有できる仕組みにしている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 園行事などの実施後に評価・反省を行い、その結果を次回や次年度の企画に反映させている。園行事に留まらず、今回の「自己評価」の取組みの中での気づきや、「第三者評価」の受審結果の中から課題を明確にして、解決・改善に計画的に取り組むことを期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>法人が定めた「保育園業務マニュアル」の中の「保育業務の基本」に、園長の役割が明文化してある。加えて「保育園運営要覧」の中の「運営機構及び事務分掌」や「保育の業務分担」にも記してある。何れの文書も職員が常時閲覧可能な状態になっているが、次年度以降は年度始めに自ら説明して周知することを期待したい。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	Ⓐ	b
<p><コメント></p> <p>「保育所保育方針」の最新版は、全職員が理解して遵守している。法人のコンプライアンス委員会が行う「個人情報保護研修」、「児童虐待事例研修」等は必ず受講している。子どもの写真や個人名を記した文書は、外部に持ち出さないよう徹底している。内規である「マイカー通勤許可申請」の手続きも、常に正しく運用している。法人のホームページに、「個人情報保護方針」を掲げている。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b
<p><コメント></p> <p>園行事の実施及びその振り返りに、今年度後半より「KPT法」を導入し、職員の賛同を得て運用を始めている。同方法は簡潔で分かりやすく、「次に繋がる」方法として重用している。職員育成にも腐心し、市の「保育士の為の自己評価チェックリスト」で、年2回検証している。新入職員には「チューター制度」があり、経験豊富な職員を指導役に指名し、毎月面談を行って育成に努めている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b
<p><コメント></p> <p>「限られた職員数で、如何に効率よく園を運営するか」に重点を置いて園を運営している。園内行事で業務負担の増大が見込まれる場合は、他の職員の業務状況を調整して負荷の平準化に努めている。特に、非常勤職員の協力を得ている。時間外勤務は、目的を明確にして客観的に計上している。系列園への支援として、職員3名を応援に出したことは、法人経営に寄与することとなった。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b
<p><コメント></p> <p>求人及び採用活動は全て法人が行っている。但し、採用フェアに同行して園のプレゼンテーションを行い、採用活動の一部を担っている。自園への応募者3名は、園長及び主任が面接して「園の魅力」等を伝える。面接の評価結果は法人に報告している。2名の派遣職員も活用しており、現在、職員の定着は良く、職員数は充足している。園のホームページの「求人情報」サイトに応募欄がある。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>人事管理を統括する規程は整備されていない。但し、「保育人材育成ビジョン」に、経験年次別職能要件が定義されている。職員は目標設定を行い、「個人別年間研修計画」（上期・下期）に基づいて研修を受けている。職員は年2回自己査定を行い、園長が査定して法人へ報告している。「キャリアパス」と「人事考課」、「目標管理」が連動した総合的な人事管理システムの構築が望まれる。</p>			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	Ⓐ	b
<p><コメント></p> <p>職員の定着率は高い。定期健康診断やストレスチェックの検診状況を把握しており、有給休暇の取得状況は法人から毎月情報が届く。非正規職員とは毎年2月に面談し、正規職員の「意向調査」は法人が行っている。新入職員は「チューター制度」を活用して、経験豊富な職員が毎月面談（食事会）を行い、育成に努めている。新年度は、園の懇親会や系列9園の合同懇親会も開催された。</p>			

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	ⓑ	c
<コメント> 「保育人材育成ビジョン」に、経験年次別職能要件が定義されており、現時点での職員個々に必要な能力は明確になっている。しかし、それをもって、職員が自らの将来の姿を描くことができるとは言い難い。「一定の評価する仕組み」の運用により、目標管理制度につなげており、職員の目標設定が妥当となるよう「査定用紙」の段階で一人ひとりの指導をしている。				
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	Ⓐ	b	c
<コメント> 「保育園運営要覧」に、「全体研修（市）」、「社内研修（法人）」、「園内研修（園）」、「自由選択研修」が記されている。研修内容、時期、場所、対象者も記されている。法人のホームページの「働きやすい環境作り」サイトの中に、「自由選択研修」と「階層別研修」が取り上げられている。				
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	Ⓐ	b	c
<コメント> 各種の研修は、職員の偏りが出ないように配慮されている。研修案内は職員へ回覧で周知しており、ほとんどの受講希望が叶えられている。「自由選択研修」（キャリアアップ研修）は、社内システム「Cisco」によるオンライン配信の仕組みがあり、自園で受講が出来る環境がある。研修報告書で、受講内容を共有している。				

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a	ⓑ	c
<コメント> 法人のホームページの「未来の保育士を育成する」サイトで、「保育実習生の受け入れ」を表明している。園は「学生実習生・ボランティア受け入れマニュアル」を備えて、積極的な姿勢を示している。今後は、現役職員の出身学校等へ実習生受け入れを申入れ、職員採用に結び付ける取組みを期待する。				

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	Ⓐ	b	c
<コメント> 園の運営母体は東証一部上場企業であり、ホームページで上場企業に義務付けられたIR情報（投資家向け情報）等を公開している。その配下である運営法人のホームページや園単独のホームページでも、凡そ入園希望者の求める情報は公開している。また、市が入園を希望する保護者に配付している「入園案内」にも、当園が掲載されている。第三者評価の受審回数は10回を数える。				
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	Ⓐ	b	c
<コメント> 法人が行う内部監査を実施している。監査は毎月「月例監査提出書類」に基づき11項目に及ぶ監査である。「小口現金有高表」や「経費出納帳」なども監査対象となっている。園の現金有高は毎日照合しており、物品購入はルールに基づいた申請手続きがあり、園長が決裁権限を有している。				

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>毎年度市へ提出している「保育園運営要覧」の中に、「子育て支援事業」や「保育所地域活動事業」を記し、地域交流に取り組む姿勢を示している。具体的には、園庭開放や保育園開放、小学校の授業見学、校庭散策などである。篤志家がサンタや節分の鬼に扮して来園し、花壇の草取りや整備にも訪れている。近辺の福祉施設への慰問や、高齢者ボランティアとの「焼き芋大会」での交流がある。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「学生実習生・ボランティア受け入れマニュアル」を備えて、積極的な姿勢を示している。具体的には高校生のプラスバンド演奏会、近所の篤志家が来園して人形劇、こま回し等を披露している。七夕の竹の恵贈や花壇の花の植え替えもボランティアによるものである。また、中学生の職場体験学習の受入れが継続しており、学校教育へも協力している。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>関わりがある「関係機関」をカテゴリ別に分類し、機関名、連絡先を一覧表にして事務室に掲示してある。具体的には家庭児童相談室や保健センター、内科医、歯科医、消防署、警察署等であり、市の保育課とは強く連携している。また、幼保児小中連絡会（年2回）や生涯学習会審議会（年3回）、子育て支援会議等に出席し、情報交換をしながら関係機関との連携を深めている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>幼保児小中連絡会等の会議に出席して、福祉ニーズの把握に努めている。園で行う親子半日体験入園、保育園開放、子育て体験なども同様である。併設の「おおぶっこ広場」（子育て支援室）での講座では、入園手続きに関する問い合わせが多い。市・北山公民館は館長、区長、自治区長など、地域の福祉ニーズに知見のある人達の集まりである。会合に出席してニーズ把握に努めている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>親子半日体験入園や保育園開放は、「保育園を見学したい」との要望に応じて行っている。市が行う「入園案内」の配付及び説明は、子育て支援室を利用した保護者の要望である。市・北山公民館は、館長、区長、自治区長など地域の福祉ニーズに知見のある人達の集まりで、連携することで公益活動に繋げている。早・延長保育、乳児保育、一時保育などもニーズに基づいた活動である。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>子どもたちを尊重する理念・方針は、保護者には入園案内や掲示板等で周知し、職員には「運営要覧」に記載して共有している。人権に配慮した研修に参加し、人権や性差について職員会議等で話し合って理解し、実践に活かしている。しかし、今回PDCAサイクルで見直しをした際に、記録として書面に残すことが出来ていないことに気づき、課題として認識している。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護や権利擁護に関しては、規程やマニュアルに基づいて行っている。男の子のトイレトレーニングにも柔軟に対応し、安心感を持たせている。保護者には、行事で何気なく撮影した写真や動画が、プライバシーに係わることをその都度伝えている。今後増々権利擁護に関する知識が必要になってくる。職員研修をして記録に残し、更に意識を高めることが望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ	b
<p><コメント></p> <p>月2回の保育園開放日が計画されており、見学者にはその日に対応している。資料はないが、見学者には丁寧に説明して対応している。説明資料は既存品で代用するか、新たに作成するかは未定であり、来年度民営化に伴い見直しの最中である。外国籍の子どもの利用者も多く、「音声翻訳機」を導入して見学者対応をしている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	Ⓐ	b
<p><コメント></p> <p>保育の開始や変更に際して、保護者には、市や法人から説明資料が配付され同意書が交わされている。特に配慮の必要な保護者には、言葉の表現をやさしく言い換えたり、実物を見せたりしてイメージが湧きやすいよう配慮している。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>先回の受審時と同様に、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書はない。ルールとして、市内転園児は園長補佐経由で引継ぎ、市外転園児は資料の引継ぎはない。転園先から問い合わせがあれば、口頭で説明している。全国的に適用される「日本スポーツ振興災害給付加入」の有無も引き継ぎがされていない。保育の継続性に配慮した手順・引継ぎ文書の作成等々、早急な対応が求められる。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>保護者会は月1回程度開催され、会長から例年同様の説明があり、子どもの安全のための遠足の付き添い等、積極的に活動している。会議録が報告書としてあがってくるものの、職員は会議に不参加のため、利用者満足を把握することは困難である。今回の保護者アンケートに、「運動会で、保護者がアルコールを口にしていた」という指摘があり、園の方針の周知・徹底が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>意見箱は設置されているが意見は入らず、日々のコミュニケーションや連絡帳・懇談会等で直接届く。平成27年に職員の不適切な対応から苦情になったが、全職員に経緯と今後の対応について説明し、研修の場とした。市の児童課に報告した過去の記録も適切に残されている。その後第三者委員まで届く苦情はない。第三者委員の変更に伴い、速やかな氏名の改定が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して相談や意見が述べられる環境は、送迎時のコミュニケーションや意見箱がある。行事後に実施されるアンケートも自由記述欄があり、意見が述べやすい配慮をしている。意見や苦情の発出人が特定されない「意見箱」が機能していない。「サイレント・マジョリティ」（沈黙する大衆、沈黙の真実）の現象を引き起こさない工夫が望まれる。</p>			

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者からの意見や要望は、意見箱やアンケート、連絡帳等で受け、また保護者からの育児相談は、市の定めた相談記録用紙に記録して月1回報告している。相談や意見を受けた際は、「苦情解決対応マニュアル」と同様の対応である。マニュアルの見直しは法人本部が行っているが、園としても見直しを実施し、園の実情に合わない部分や気づいた点を法人本部に提言することを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「危険予知トレーニング（KYT）」の書籍を参考にして、グループで討議して研修の場としている。企画した園長補佐は、新任者が見える部分を経験者が見落とすこともあると、研修の必要性に気づいている。OJTが機能しているので今後も定期的に計画されたい。以前に比較して安全・事故防止の意識が高まっている。ヒヤリハットを活かした事故の未然防止の取組みも継続されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 感染症の予防や発生時の対応マニュアルは整備されている。定期的に「保健だより」を保護者に発信している。感染症の情報提供は掲示板や連絡帳・口頭等で行っている。評価当日は、インフルエンザの感染防止のため職員全員マスク着用である。折しも新型コロナウイルス肺炎の情報が報道され、園では感染予防としてアルコール消毒液設置数を増加し、さらに手洗いの励行を徹底している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 災害への備えとして防災計画を作成し、引き渡し訓練も実施している。前回受審時は、食料・備品の備蓄点検記録の作成不備があったが、今回は適切に記録されていた。地域の自治会や福祉関係団体等と連携し、大規模災害時に地域とどう協働するかは今後の課題であり、合同の訓練の実施が望まれる。また、保育を継続するためのBCP（事業継続計画）の策定が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は、4期で作成されたデイリプログラムで対応しているが、保育のための標準的な実施方法は明文化されていない部分も多い。そのため、職員間の理解に差異が生じないように、新任と経験者がペアを組んでクラス運営や行事等を行っている。職員の誰もが、一定水準の統一された保育が可能となるよう、様々な場面に对应する保育の実施方法を明文化することが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保育の標準的な実施方法を見直す方法として「KP T手法」（キープ・プロブレム・トライ法）を用いて行い、この手法が園に定着してきた。この手法で現状を把握して記録しているが、さらに習慣化から日常化して、保育の質に関する職員の意識を継続的なものとするとともに、改訂した記録も書面で残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 前回受審の際、3歳未満児と障害児等のアセスメントを個別の指導計画作成に役立て、個の成長記録が1冊にファイルされていて経過が良く分った。しかし、3歳以上児のアセスメントや保護者ニーズ、懇談記録等は別々のファイルのため、個の成長記録のつながりが分かりづらい。園では、3歳未満児同様に1冊のファイルにまとめることを検討したが、市との取決めのため今後の課題としている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 前回受審時、指導計画の評価・見直しの際には、標準的な実施方法に反映するような内容は、結果を次の計画に活かすためにも記録を残すことが指摘されている。今後は、「保育の質の向上を目指して取り組む」という前向きな改善コメントが聞かれた。「KP T手法」（キープ・プロブレム・トライ法）や「PDCAサイクル」を活用し、具体的な行動を明確にして記録に残すことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育の実施記録は、市の統一様式で適切に記録されているが、3歳以上児は個別指導計画が作成されておらず、職員間での情報確認は定期的な会議にて行っている。保護者から1日のおむつの使用枚数を決められており、「水分を〇〇cc飲ませてください」などの話し合いを行って支援の内容を共有したが、記録には残されていない。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 子どもに関する記録の管理は適切であり、職員は「個人情報保護規程」等を理解し遵守している。今後もさらに個人情報保護に配慮し、継続することで保護者からの信頼に応えて頂きたい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の会議で取り決められている「保育の全体的な計画」を基に、園が意識的、組織的、計画的に保育を行っている計画の特徴が出るよう、加筆・修正して園独自の「保育の全体的な計画」を編成することが望まれる。また、年度末に実施する評価・見直しの結果を次年度の編成に活かすよう検討し、記録に残すことも併せて期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>室温や湿度、換気等が、適切な状態で保たれるよう配慮している。また、手洗い場やトイレは常に清潔にして、子どもたちが快適に過ごせるよう環境整備に取り組んでいる。今後も継続が望まれる。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>昼食時、支援を要する子どもが、加配保育士に手伝ってもらって食べている姿を見て、他の子どもは個人差を十分理解し、落ち着いて食事の時間を過ごしていた。常に職員から自分の欲求を受け止めてもらっているため、評価者が突然クラスで食事を共にしても、日々の安定があり崩れることなくお喋りをして一時を過ごすことができた。子ども一人ひとりを大切にしたい保育を実践している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけるには、家庭での保護者等の協力が不可欠であり、そのための情報交換が必要である。職員は、それを理解して生活習慣の習得を支援している。しかし、生活習慣の確立の取り組みが、行き過ぎた「しつけ」にならないよう気を配っている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>近くの児童センターに出かけて他の来館者と一緒に遊び、園とは違うトイレを借りて社会的なルールや態度を学ぶ機会としている。地域の老人クラブの高齢者と焼き芋会を行い、園周辺の花壇に咲く四季折々の花の手入れを共同で行っている。広い園舎の空間やコーナーを利用して、保育方針が求める「子どもたちが自主的・自発的に遊びが出来る」環境整備を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>家庭との連携は、送迎時のコミュニケーションや連絡ノート、掲示板等を用いている。連絡ノートには育児相談が書かれているが、園にはその記録が残らないことから見直しが行われた。その結果、来年度から連絡ノートは複写式を用いることとなり、準備が進められている。見直しを実施したら、課題や検討の経緯、結果等を記録に残すことが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児は、複数担任制である。子どもの発達に個人差が大きく、一人ひとりの子どもの状況に応じて係わるために、主(経験者)と従(新任者)の関係で保育が行われている。クラス運営のためには、職員に様々な役割がある。その役割を職員が分担し、それぞれの職員が役割に応じて子どもの自我や育ちを受け止め、どちらも主である関係のクラス運営方法を一考願いたい。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>卒園式を前にして、子どもたちが取り組んで来た共同的な活動や育ち、成長の喜びを、保護者や地域の方、就学先の小学校等にどのように伝えるか、検討している。卒園式には、小学校の校長も出席する予定である。子どもたちは儀式の中で緊張するであろうが、小学校の校長に「子どもたちの凛とした姿を感じ取ってもらいたい」との思いを持って計画を進めている。</p>		

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 特別な教育ニーズを有する子どもには、保護者の同意を得て「すくすく」を作成し支援している。「統合保育と一緒に過ごし、差別のない意識改革を目指していく」との力強い園の方針がある。個人情報の「壁」はあるが、統合保育の良さやパラリンピックが開催されることも話題にし、他の保護者に対して、障害のある子どもの保育についての適切な情報が届くような保育実践に期待する。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 長時間保育の指導計画は、4期のデイリープログラムで行っている。日誌には、子どもの人数と職員名だけで、活動記録や内容は記されていない。保護者との連携、職員間の引継ぎは「伝達記録表」を用い、漏れの無い配慮をしている。家庭的でゆったり過ごせるよう絨毯や畳などの環境を整え、おやつ時間を目安に異年齢保育に移行している。保育の連続性に配慮した指導計画の作成が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 小学校への訪問が1月に行われ、3月には小学校の校長を招き、親子で話を聞く計画がある。小学校教員との連絡協議会が行われて記録に残されているが、合同研修の開催は課題として残されている。就学に向けて「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」10の姿を、共有されることが望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルは整備されており、健康に関する計画や保健に関する計画も作成されている。「保健便り」が配付され、保護者にも子どもの健康に関する方針や取組みが伝えられている。新型コロナウイルスの情報が報道され、園はインフルエンザの予防と同様に、手洗いやうがい、マスクの着用、アルコール消毒液の設置場所の増加等の感染症対策を強化している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断の記録は、保護者に連絡ノートで報告し、保護者は確認印を押印して返却している。保護者の健康診断の結果に対する意識は高く、家庭でも子どもの日常生活に活かしてもらえるよう、園からも必要な情報を提供している。また、診断結果で治療が必要な子どもには、保護者に別紙で知らせている。その際にも、個人情報への配慮をもって対応している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー児対応、慢性疾患のある子どもに対する対応、緊急対応等のマニュアルを整備し、適切な対応を行っている。アレルギー児の食事は、医師の指示に従って適切に提供している。半年ごとに栄養士が保護者と面談し、変更の確認や保護者からの相談を受けている。誤食を防ぐため、複数の職員が確認して食事を提供しており、その他きめ細かい配慮に保護者から感謝の言葉が寄せられた。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育計画が作成されている。4、5歳児は当番活動も行われており、役割の大切さを順番に経験している。食事参観で保護者を対象とした試食会を行い、子どもの「食」に対して保護者の関心が深まった。また、保護者アンケートの「食」に関する設問では、前回、今回ともに「肯定」が100%という高数値が出ている。園の取組みの熱意が、保護者に伝わっている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「衛生管理マニュアル」が整備され、県の衛生監査も受けており、衛生管理は行き届いている。「給食便り」も毎月発行され、2月号は節分に関する話や豆を使った家庭でできるレシピ紹介、クイズがあり、親子で楽しめる内容である。行事食や誕生会も楽しい献立が用意されている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 送迎時のコミュニケーションや連絡ノートを活用し、保護者との日常的な情報交換がある。保護者が子どもの成長を感じる機会や、子育てを共に考える機会として、保育参観や保育参加、園行事等が行われており、保護者アンケートの「家庭との連携」の項目は、97%と高い数値も出ている。しかし、保護者との情報交換の内容を記録に残す基準がない。基準を定め、必要に応じて記録されたい。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 保護者からの相談に応じる体制が構築されており、担任で対応が難しい場合には園長補佐や園長につないでいる。毎月、それらの相談ケースを市に報告している。園でも記録を残しているが、件数把握のみで相談内容の詳細記録には欠ける。また、継続ケースの対応記録も残すことが望まれる。</p>			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 家庭児童相談室と連携を取り、要保護児童に該当する子どもの記録を定期的に提出している。「虐待対応マニュアル」は整備されているが、職員研修までには至っていない。個別に外部の研修に参加しても、園内研修への展開がない。メディアで報道された情報（事件）も研修テーマとして視野に入れ、虐待防止の意識の統一を図って早期発見に努めることが望まれる。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 「自己評価チェック表」を半年ごとに行い、保育の評価・見直しを行っている。園長と面談して、職員個々の振り返りを検証しているが、それらを分析して園全体の課題を導き出し、保育の質の向上に繋げていくには至っていない。PDCAサイクルを活用して課題を共有し、日々の保育の振り返りと職員同士の話し合いを通じて保育の質を上げることが期待したい。</p>			